# 山口ふるさと伝承総合センター指定管理者募集要項

山口ふるさと伝承総合センターの指定管理者を募集します。

#### 1 対象施設の概要

詳細については、別添「山口ふるさと伝承総合センター指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

#### (1) 名称

山口ふるさと伝承総合センター

# (2) 所在地

山口市下竪小路12番地

#### (3) 施設の設置目的等

この施設は、ふるさとの歴史及び産業を伝承し、長寿社会に対応した市民の文化の向上、 生きがい対策、就業促進及び住民のコミュニティ活動の推進を図ることを目的として設置して います。

### (4) 施設の沿革

明治19年に建築された酒造商家の母屋などとその土地が、所有者から市に寄贈され、 保存・活用するため整備し平成3年5月の開館に至りました。なお、現在センターでは、下記 のとおり、たくみ館・まなび館・みやび館のそれぞれ特徴ある3館の構成となっております。

### たくみ館

当館は、旧野村酒場の母屋の裏手にあった醸造場跡地に新築した建物です。この建物では主にふるさとの産業・文化等の伝承、地域づくりを担う人材育成のため、大内塗実演コーナーや各種教室などを行っております。また、国の伝統的工芸品に指定されております大内塗の体験学習もしております。

#### まなび館

当館は、1886年(明治19年)に酒場として建築された建物であるため、その当時の特徴がみられます。虫籠窓・千本格子・うだつ・長押や梁には太い材木が使用され、松と欅で造られた重厚な建物であり、山口県登録有形文化財となっております。

また土蔵は、ゲンジボタル(天然記念物)の孵化と幼虫の飼育場として利用し、大殿小学校、大殿地区とセンターで結成した大殿ほたるを守る会で取り組み、自然環境保護活動の施設として活用しております。

この建物では、山口県無形文化財に指定されております「鷺流狂言」の伝習教室なども行っております。

2021年(令和3年)には、特産品や伝統工芸品の情報発信機能を強化するため、改装工事を行い、展示内容の充実を図りました。

### みやび館

当館は、貴族院議員など歴任された美祢龍彦氏が1891年(明治24年)居宅として建てられた建物の3分の1にあたる144㎡を移築したものです。

また、数寄屋造りの本格的な新築茶室は美袮邸にあった茶室を再現したものです。

#### 2 市の施策との関連

本施設は、「第二次山口市総合計画」の部門計画である「大内文化まちづくり推進計画」において、モデル地域と設定された「大内文化特定地域」内に位置しています。大内文化特定地域では、「まちのにぎわい創出プロジェクト」として、歴史文化を生かした賑わいの中心となる場の創出を図るとともに、大内文化特定地域から市全域へのにぎわいの波及につなげることを展開することにしており、本施設においても、地域内の拠点施設の一つとしてその役割を担う中で事業を進めることになります。

# 3 指定管理者が行う業務の概要(詳細については、「仕様書」を参照)

- ① センターの利用の許可、制限、取消し等に関すること。
- ② センターの利用料金の徴収、減額・免除、還付等に関すること。
- ③ センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。
- ④ センター事業の運営に関すること。
- ⑤ その他市長が定めること。

#### 4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。 ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

### 5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同 企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- ① 市内に事務所又は事業所等を有すること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと。
- ④ 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑧ 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でない こと。
- ⑨ 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる 団体でないこと。
- ⑩ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ① 消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度) における適格請求書発行事業者として 登録を受けている又は登録を受ける予定の団体等であること。

#### 6 募集日程

# (1)募集要項及び仕様書の配付

- ① 配付期間 令和5年8月1日(火)~9月22日(金)午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)
- ② 配付場所 山口市商工振興部ふるさと産業振興課
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市のホームページに掲載しています。

#### (2) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

- ① 開催日時 令和5年8月9日(水)午前10時から(予定)\*当日は、午後9時50分までに集合してください。
- ② 開催場所 山口ふるさと伝承総合センター 2 F創作室
- ③ 参加申込方法

令和5月8月7日(月)午後5時15分までに参加申込書(別記様式6)をFAX又は電子メールで山口市商工振興部ふるさと産業振興課へ提出してください。

 $[FAX \quad 0 \quad 8 \quad 3 \quad -9 \quad 3 \quad 4 \quad -2 \quad 6 \quad 5 \quad 0 \quad E-mail \quad syoko-sk@city. yamaguchi. lg. jp]$ 

可能な限りご参加いただくようお願いします。なお、参加されない場合、現地説明会での説明内容について質問をされても回答できませんのであらかじめご了承ください。

④ その他

現地説明会では、質問を受け付けませんので、質問がある場合は下記の要領でお願いします。

#### (3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和5年8月1日(火)~8月18日(金)午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)
- ② 受付方法 質問票(別記様式7)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。【FAX 083-934-2650 E-mail syoko-sk@city.yamaguchi.lg.jp】
- ③ 回答方法 随時、市のホームページで回答します。個別には行いませんので、応募者で必ず 御確認ください。

### (4) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和5年9月4日(月)~9月22日(金)まで (最終日、午後5時15分までに必着のこと。)
- ② 提出場所 山口市商工振興部ふるさと産業振興課 〒753-8650 山口市亀山町2-1 電話 083-934-2809
- ③ 提出書類
  - ア 指定申請書(別記様式1)

なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。

- 共同企業体協定書
- 委任状
- イ 事業計画書(別記様式2)
- ウ 施設の維持管理計画書(別記様式3)
- 工 収支予算書(別記様式4)
- 才 勤務体制表(任意様式)
- カ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- キ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の 財務状況を明らかにする書類
- ケ 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- コ 市が交付する滞納のないことの証明
- サ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類
- シ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は 除く)
- ス 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿(暴力団排除 に係る資格審査のため)(別記様式5)
- セ その他市長が必要と認める書類
- ④ 提出部数等

正本1部及び副本(正本のコピー)5部提出してください。

- ※ 各部とも上記③の順で整えて並べ、インデックスを貼ってください。
- ※ 原則A4縦型とし、ファイルに綴じて提出ください。
- ⑤ その他

必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

# 7 審査及び選定に関する事項

市が設置する商工振興部指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、指定管理者候補者を選定します。

### (1)選定方法

選定委員会において応募書類及びヒアリングにより、各委員が次の選考事項に沿って採点した評価値をもとに、選定基準の得点の合計点の6割を満たした上で、最も高い採点をした委員の人数が多い申請者(複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者)を指定管理者候補者として選定します。

なお、本業務は指定管理料予定額を事前に公表していないため、指定管理料予定額を超過した提案があった場合には、選定した申請者と優先的に協議を行った上で不調となった場合には、 次点の候補者を選定することがあります。

ヒアリングは、令和5年10月上旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。 申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明 をお願いします。

# (2) 選考事項

	(2)選考事項	
	審查項目	審査内容
1	利用者の公平性、平等性の確保	呆(10点)
	① 公の施設を運営するにあ たっての基本的な考え方	・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。
	② 利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	・施設利用者に対する平等性を図れる方策が具体的に提案されている か。
2	2 施設の効用の最大限の発揮(35点)	
	① 施設管理の運営方針	・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。
	② 利用者ニーズの把握の ための方策	・事業実施(受託事業等を含む)にあたり、利用者ニーズの把握に 努める意欲があり、具体的手法が提案されているか。 ・その応対方法が具体的に提案されているか。
	③ 利用促進に向けた方策	・事業実施(受託事業等を含む)にあたり、利用者増加を図るための 具体的手法は適切か。 ・利用促進のための方策
	<ul><li>④ サービス向上のための 方策</li></ul>	<ul><li>・事業実施(受託事業等を含む)にあたり、サービス向上のための 具体的手法が提案されているか。</li><li>・その応対方法が具体的に提案されているか。</li></ul>
	⑤ 自主事業計画の妥当性	・施設の設置目的に沿った自主事業を提案しているか。また、適正 かつ実現可能な提案であるか。
	⑥ 苦情対応のための方策	<ul><li>・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。</li><li>・その応対方法が具体的に提案されており、実現可能であるか。</li></ul>
3	管理運営経費の縮減(15点)	
	① 施設維持管理のための 方策	・施設管理、備品管理等、施設の維持管理のための具体的手法は適切か。

	② 効率的・経済的な施設管理 (収支予算書の妥当性)	・効率的な管理運営のために創意工夫がみられるか。 ・収支計画は適正に見積もられているか。また、その収支計画は実現 可能か。		
	③ 指定管理料の縮減	・指定管理料の提案額と予定額の比較		
4	4 管理を安定して行う人的、財政的基盤(15点)			
	① 適切に行える職員体制	・業務遂行に適した職員の配置がされており、業務を円滑に遂行できる職務分担が提案されているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。		
	② 職員の指導育成・研修体制	・より良いサービス提供のために、職員の資質向上の取組が計画され ているか。		
	③ 安定した管理を行うため の財政的基盤	・財務状況、経営基盤は健全であるか。		
5	利用者の安全・安心確保(10	点)		
		・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がされているか。		
	① 危機管理·安全管理体制	・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、 具体的な対応策があるか。		
	<ul><li>① 危機管理・安全管理体制</li><li>② 個人情報の取扱いの方針及び具体的手法</li></ul>			
6	② 個人情報の取扱いの方針	具体的な対応策があるか。 ・個人情報の保護について十分な配慮があり必要な措置を講ずる提案		
6	② 個人情報の取扱いの方針 及び具体的手法	具体的な対応策があるか。 ・個人情報の保護について十分な配慮があり必要な措置を講ずる提案		
6	<ul> <li>② 個人情報の取扱いの方針及び具体的手法</li> <li>市の施策への貢献度(15点)</li> <li>① 大内文化特定地域内の拠</li> </ul>	具体的な対応策があるか。 ・個人情報の保護について十分な配慮があり必要な措置を講ずる提案とされているか。		

# (3) 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市のホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、団体概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要(採点結果)等を公表します。

# 8 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

### 9 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

活動の提案及び実績

(4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不適当と認められるもの

# 10 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和5年12月山口市議会の議決を経て決定(指定)されます。議会の 議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

### 11 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支 予算書については、原則として全て公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

# 12 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届(任意様式)を提出してください。
- (3) 共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。

#### 13 添付書類

- (1) 指定申請書(別記様式1)
- (2) 事業計画書(別記様式2)
- (3) 施設の維持管理計画書(別記様式3)
- (4) 令和 年度収支予算書(別記様式4)
- (5) 指定管理者の指定申請に係る誓約書及び役員名簿(別記様式5)
- (6) 現地説明会参加申込書(別記様式6)
- (7) 応募に関する質問票(別記様式7)
- (8) 山口ふるさと伝承総合センター指定管理者仕様書
  - ※共同企業体として応募する場合は、上記のほか共同企業体協定書、委任状が必要となります ので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

山口市 商工振興部

ふるさと産業振興課 総務担当

電話 083-934-2809

FAX 083-934-2650

E-mail keizai-sk@city.yamaguchi.lg.jp